

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

鉄道部監理課 山地・伊藤

(電話) 06-6949-6439

令和6年3月19日

六甲山観光株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限設定認可について

六甲山観光株式会社より令和6年2月9日付けで申請のあった鉄道事業の旅客運賃の上限設定認可申請について、本日（令和6年3月19日）付けで認可しました。

鉄道事業の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め認可を受けなければならないとされており、その認可にあたっては、同法第16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査しております。

1. 申請者

申請者名：六甲山観光株式会社

代表者：代表取締役 寺西 公彦

所在地：神戸市灘区六甲山町一ヶ谷1番32号

2. 設定しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

六甲ケーブル線（六甲ケーブル下 — 六甲山上） 1. 7 km

3. 申請の概要

（申請理由）

- 令和4年にケーブルカー台枠フレームの亀裂により2度にわたって運休が発生しており、経年に加え六甲山の自然特性や風水害にさらされた影響により施設・車両の老朽化がすすんでいる。
- 更なる安全管理体制の充実と人員・施設への投資による安定した運行のため、阪神電気鉄道株式会社に一部資産を譲渡し、同社が第三種鉄道事業者として鋼索鉄道事業に関する保守管理業務等を実施し、六甲山観光株式会社が第二種鉄道事業者として運行を行う上下分離方式へ令和6年4月1日より事業形態を変更。
- 以上から、現在も実施している費用削減における取組等を継続することを前提に、第二種鉄道事業者として新たに上限運賃を設定するもの。

(申請内容)

① 設定しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法

○普通旅客運賃（大人）

800円（均一制）

○通勤定期旅客運賃（大人・1か月）

8,160円

○通学定期旅客運賃（大人・1か月）

3,310円

※小児旅客運賃は大人旅客運賃の半額（10円未満の端数は四捨五入）

〈参考〉上限運賃の認可後、実際に適用される運賃の届出がなされる予定ですが、六甲山観光株式会社によると、当面、現行運賃^(※)とするとのことです。

(※) 現行運賃

○普通旅客運賃（均一制） 600円

○定期旅客運賃（1ヶ月） 通勤旅客 8,160円、通学旅客 3,310円

② 収入原価総括表

(単位：千円、%)

	2022（令和4）年度	2024～2026（令和6～8）年度推定	
	実績	現行	申請
収入	141,274	677,261	892,316
原価	230,817	787,867	787,867
配当所要額	317	117,318	117,318
差引損益	▲89,860	▲227,924	▲12,869
収支率	61.1	74.8	98.6

4. 設定実施予定日：令和6年4月1日

〈参考〉

○ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条

1 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3～5（略）

配付先
青灯クラブ
近畿電鉄記者クラブ